

[添付]

■学会開催検討委員会報告（概要）

1. 基本的方向

学会大会の開催形式・内容（現在、春大会は個別報告とミニ・シンポ、秋大会は大シンポ）を維持することを前提に、年1回開催（2日連続）に移行する。

2. 年1回開催の場合のメリットとデメリット

(1) 大シンポ、ミニ・シンポのあり方

大シンポとミニ・シンポが同時期に開催されることにより、テーマによって、ミニ・シンポの大シンポへの格上げ、二つのミニ・シンポを統合した大シンポ化、あるいは大シンポとして扱うには未成熟なテーマ、課題発掘的なテーマはミニ・シンポで扱う等、両者を柔軟に企画することができ、スムーズな企画立案を促進し、両シンポの充実を図ることができる。

また、企画段階から両シンポの関係を踏まえつつ差異化を図ることにより、近時、ミニ・シンポの大シンポ化（大シンポに準じた報告準備、報告者数、運営）が進んでいた現状を改め、ミニ・シンポを本来の目的・趣旨に即した、大シンポとは異なる、問題提起型の、参加者の自由闊達な議論を喚起する機会とし、その質的改善・充実を図ることができる。

(2) 学会誌の執筆・編集作業

学会誌は、年2回の大会に対応して、年2回（5月と10月）大会内容・研究報告に基づく論説等を掲載、刊行しているが、執筆・編集作業の日程（執筆期間、校正期間、個別報告等の査読手続き期間等）は、きわめてタイトである。学会誌刊行回数を年1回開催大会に対応させるとすれば、執筆・編集作業に十分な時間を確保できるので、学会誌の質的な充実を期待することができる。

(3) 学会事務局・開催校の大会開催関係事務

年1回開催の場合には、現在の年2回開催に比して、大会開催関係事務（開催校との連絡調整、理事会等の関係委員会関係の事務手続き等）が縮減されるので、現在、大きな事務的負担を担っている事務局担当校・事務局員の業務の効率化、業務量の適正化に資することができる。

(4) 参加会員

会員にとっては、年2回の交流・懇親の機会が1回に減る点はデメリットとも解されるが、1泊2日の日程による充実した議論・交流・懇親の機会を持ちうる点ではメリットもある。また、遠隔地居住者や院生等にとっては、旅費負担が軽減されるメリットがある。

3. 年1回開催への移行に伴う課題

(1) 大シンポ、ミニ・シンポのあり方

現在のミニ・シンポの形式・内容等について問題点・課題を明らかにしたうえで、その日程を含めて、ミニ・シンポのあり方をどうするのか、また、大シンポとの調整のあり方をどうするのか等を、企画委員会で議論する必要がある。

(2) 学会誌の内容

年1回の刊行となる場合には、執筆・編集作業、掲載内容等について、どのような問題が生じるのか、出版社（法律文化社）との調整を含めて、編集委員会で議論する必要がある。

(3) 大会会場

現在は、会員所属の大学施設を利用しているが、年1回開催の場合は、2日連続（例えば、土・日）で施設の確保をする必要がある。これが可能かどうか、問題はないか、大学外の施設利用の可能性を含めて、議論する必要がある。

4. 移行の時期

労働法学会と同様に年1回開催への移行について検討を進めている社会保障法学会と連携、調整をすることが望ましいこと、さらに現在、2017年秋学会まで、大会内容（大シンポ）の企画が進行していることに照らして、2018年から移行することが適切である。2018年以降、労働法学会は、秋に開催する方向で進める。

以上